

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、子ども子育て支援関係事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和6年1月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤サービス検索・電子申請機能での書類の受領 ⑥マイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

支給認定情報ファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 8の項及び94の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第8条の第7項、第8項及び第9項並びに第68条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 提供なし 【特定個人情報の照会】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第8号 別表第二 13の項及び116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第10条の3及び第59条の2の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来部保育課保育認定係
②所属長の役職名	保育課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
-----	----------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	こども未来部保育課保育認定係 0289-63-2174
-----	-----------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤サービス検索・電子申請機能での書類の受領 ⑥マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第94項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第8の項及び94の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第8条の第7項、第8項および第9項、第68条	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の116の項	【特定個人情報の提供】 なし 【特定個人情報の照会】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第7号 別表第二 13の項及び116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第10条の3及び第59条の2	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保健福祉部こども支援課こども支援係 こども支援課長 山野井 健	こども未来部保育課子育て認定係 保育課長 高橋 文男	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部こども支援課こども支援係	こども未来部保育課子育て認定係 0289-63-2174	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成26年4月1日 時点	平成26年7月3日 時点	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 こども未来部保育課子育て認定係 保育課長 高橋 文男	②所属長名 保育課長	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月3日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成26年7月3日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月22日	IV リスク管理	なし	項目を追加	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月18日 時点	令和2年7月16日 時点	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年1月18日 時点	令和2年7月16日 時点	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 提供なし 【特定個人情報の照会】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第7号 別表第二 13の項及び116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第10条の3及び第59条の2	【特定個人情報の提供】 提供なし 【特定個人情報の照会】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第8号 别表第二 13の項及び116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第10条の3及び第59条の2	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来部保育課子育て認定係	こども未来部保育課保育認定係	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ 連絡先	こども未来部保育課子育て認定係 0289-63-2174	こども未来部保育課保育認定係 0289-63-2174	事後	
令和3年10月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日 時点	令和3年10月26日 時点	事後	
令和3年10月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日 時点	令和3年10月26日 時点	事後	
令和5年11月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月26日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月26日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	